

年 月 日

必要な権限の付与について（統括防火・防災管理者用）

消防法施行令第4条及び第48条の2並びに消防法施行規則第3条の3第1号及び第51条の11に定めるところにより、建物名称_____の全管理権原者から統括防火・防災管理者_____に付与する権限については、次のとおりです。

記

1. 防火対象物及び防災管理対象物の全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限。
2. 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限。
3. 防災管理対象物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限。
4. 防火対象物及び防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限。
5. その他防火対象物及び防災管理対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行うために必要な権限。